

## うなぎの稚魚の輸出承認について

輸出注意事項19第14号（平成19年4月9日）

最終改正：輸出注意事項2021第3号（令和3年1月25日）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成19年5月1日から下記により行います。

なお、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成18年3月31日付け平成18・03・23貿局第2号・輸出注意事項18第12号）は、平成19年4月30日限り、廃止します。

### 記

#### 1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

#### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚とする。この場合の稚魚とは、一尾の体重が13グラム以下のものをいう。

#### 3 輸出承認の申請

##### （1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする輸出者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

##### （2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領（令和3年1月25日付け2水推第1343号）により交付されたうなぎの稚魚輸出事前確認証 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ③ その他必要と認められる書類

##### （3）輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の「型及び等級」欄には1キログラム当たりの尾数を記載するものとする。

#### 4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。

(参考)

2水推第1197号  
令和2年12月7日

経済産業省貿易経済協力局長 殿

水産庁長官

うなぎの稚魚に係る輸出承認の取扱いについて

うなぎの稚魚については、資源保護の観点から、漁業法及び水産資源保護法に基づいて定められた都道府県の漁業調整規則により、期間、漁法や採捕量等を定めて、都道府県知事が特別に採捕を許可しているところである。こうしたうなぎ資源の保護に関する措置に対応して、現在、各年12月1日から翌年4月30日までの間はうなぎの稚魚の輸出承認を行わない取扱いとするよう要請（平成18年11月1日付け18水推第1143号）しているところである。

ニホンウナギは、シラスウナギの採捕量が長期的に見て低水準にあり、平成26年6月には、国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が一層高まることとなった。

このような中、令和元年10月に、ニホンウナギを共通に利用している国・地域間の養鰻業界で構成される会合において、平成26年9月に当該地域の政府間協議で合意された池入れ数量の範囲内に限り、当該地域内でシラスウナギを融通し合うことで合意したところである。

こうしたうなぎ資源管理に関する国際的な取組を踏まえ、我が国においても適切な時期の輸出を可能とするため、平成18年の当職からの要請を撤廃し、通年、輸出承認申請を受け付ける取扱いとするようお願いする。

なお、輸出承認申請にあたり、うなぎの稚魚の資源管理の状況や国内需要等については、当庁が責任をもって確認する。